

帰還困難区域（浪江町）に居住し、配偶者とともに避難した申立人について、癌に罹患して入退院を繰り返していた配偶者（平成24年6月死亡）の介護を行っていたことを考慮し、平成23年3月分から平成24年6月分までの日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）が賠償された事例。

1405

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

日常生活阻害慰謝料 増額分 49万2000円
(期間) 平成23年3月11日から平成24年6月16日まで
(内訳) 平成23年3月11日から同年4月30日までは各月3万6000円
平成23年5月1日以降 各月3万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金49万2000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年1月8日

（仲介委員 永山在浩）